

前回（平成 23 年度）に市民会議として提出されたものです。

調布市基本構想素案（市民会議提案書）

～みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布～



調布市基本構想策定推進市民会議

基本構想素案（市民会議提案書）の提案に当たって

本提案書は、平成23年4月からスタートした「調布市基本構想策定推進市民会議」がまとめたものであり、平成25年度からの10年間を想定し、その間の調布市基本構想を策定する際の原案となるべきものです。

市民会議は、市民委員15名、若手中堅庁内委員15名で構成され、事務局は行政経営部が担当されました。市民会議は、平成23年4月から平成24年3月にかけて、21回の全体会議、臨時のグループ会議、6回のリーダー会議を重ねてきました。

会議では、毎回、各委員同士の熱のこもった議論が交わされ、ひとつひとつの結論に収斂されてきました。会議の運営に当たっては、事務局の方々のきめの細かい配慮によって、会議が円滑に進められたことにも謝意を表したいと思います。

提案書には、委員達の基本構想に対する熱い思い、希望、願いがこめられています。これからのまちづくりは、一人ひとりがしあわせを感じられるほっとするぬくもりのある暮らしや、活気とにぎわいのある楽しいまち、そして、人と人とのつながりが大切であるということメンバー全員が共有してこの提案書を取りまとめました。

ここに、わたしたち市民会議の思いを込めた基本構想の素案を提案します。この素案が示すまちづくりの基本理念やまちの将来像、分野別の将来像とまちづくりの基本方向を十分に汲み取っていただき、(仮称)第5次調布市総合計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。また、わたしたち市民会議委員は、この提案書の提出をもって役目を終えたとは考えず、このあとの基本計画づくりをはじめとする、具体的なまちづくりに参画していく所存です。

平成24年3月28日

調布市基本構想策定推進市民会議

会長 大久保 喜 正（市民委員）

副会長 荒 井 裕 子（市民委員）

副会長 佐々木 淳 （庁内委員）

委員（市民委員）

青 木 玲
足 立 裕 康
阿 部 正 幸
岩 崎 康 治
内 田 美和子
大 菊 健 太
佐 藤 晴 美
佐 藤 文 香
竹 渕 礼 子
田 中 八栄子
藤 丸 卓 男
安 岡 隆 典
山 口 恵美子

（50音順）

委員（庁内委員）

井 手 貴 志
上 野 洋 樹
小 野 敏 希
粕 谷 敦 子
加 藤 舞
鎌 田 将 雄
木 村 良 太
鈴 木 克 昌
塚 田 賢一郎
友 純 子
福 山 武 志
宮 島 香 織
森 ゆかり

渡 部 和 哉

（50音順）

目 次

第 1 章	策定に当たって	1
第 1 節	策定の背景	1
第 2 節	策定の意義・目的	2
第 3 節	まちづくりの潮流と課題	3
第 2 章	まちの将来像	5
第 1 節	まちづくりの基本理念	5
第 2 節	まちの将来像	6
第 3 節	目標年度	6
第 4 節	人口規模	6
第 5 節	まちづくりの基本目標	7
第 3 章	分野別の将来像とまちづくりの基本方向	8
第 1 節	共に助け合い、安全・安心に暮らすために	8
第 2 節	次代を担う子どもたちを育てるために	9
第 3 節	だれもが安心して、いきいきと暮らすために	11
第 4 節	一人ひとりが健康で、身近な学びと交流のあるまちをつくるために	12
第 5 節	地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために	13
第 6 節	地域資源を生かした活力あるまちをつくるために	14
第 7 節	快適でより便利なまちをつくるために	16
第 8 節	環境にやさしく、自然と共生するために	17
第 4 章	まちの将来像の実現に向けて	18
第 1 節	市民が主役のまちづくり	18
第 2 節	市民のための市役所づくり	18
第 3 節	計画的な行政の推進	19

第1章 策定に当たって

第1節 策定の背景

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらすとともに、全国にも大きな影響を及ぼし、くらしの安全・安心、家族や地域の絆、さらにはエネルギー問題など、身近なことから社会全般にわたることまで、これからどうすればいいのか、大切にすべきものは何かということを改めて考え直すきっかけともなりました。
- 我が国は、戦後、飛躍的な経済成長を遂げましたが、その後、少子高齢化の進行、長引く経済の低迷、環境問題、その他さまざまな課題を抱え変革が求められてきました。社会がそのような状態にある中、生活の豊かさだけでなく、心の豊かさなどを求める意識など、人々の価値観は変わりつつあり、かつ多様化してきています。
- こうした中、調布市のまちは、大きく変わろうとしています。市民の意識や社会の変化に加え、京王線連続立体交差化事業によるまちの大きな変貌を機に、利便性の向上はもとより、豊かさを感じられるまちづくりを進めていかなければなりません。
- また、地方分権改革の進展により、地方自治体はこれまで以上に主体的に責任をもって、独自のまちづくりを進めていくことが求められています。一方、少子高齢化や財政状況等、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような中で、社会構造の変化、市民の価値観の多様化などに適切に対応したまちづくりを進めていかなければなりません。
- 調布市は、これまで自然環境の保全、文化的で豊かなまちづくり、健康で快適な生活、互いに助け合う精神と個人の尊重などを謳った「調布市市民憲章（昭和51年）」や、世界の恒久平和と相互理解を掲げた「国際交流平和都市宣言（平成2年）」などに代表される市民のまちづくりへの思いを大切にしながら、4次にわたる基本構想に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。
- まちづくりは、一朝一夕にできるものでも、また、終わりがあるものでもありません。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承し、中長期的な展望に立って、これからのまちづくりを計画的かつ着実に進めていかなければなりません。そして、行政や議会をはじめ、市民、NPOなどの団体、事業者、大学等の多様な主体が連携、協力し、それぞれが主体的な担い手としてまちづくりを進めていかなければならない時代となっています。
- このような時代認識に立ち、新たな基本構想を策定し、その実現に向け、市民と行政が適切な役割分担のもと、ともに考え、ともに力を合わせながら、市民が主役のまちづくりを実践していくものとします。

第2節 策定の意義・目的

- この基本構想の策定に当たっては、市民と市職員等で構成する検討組織として、「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、基本構想の案づくりを協働で進めてきました。さらに、多様な市民参加手法により広範な市民の意見等も得ながら策定作業を行ってきました。
- このような過程を経て策定するこの基本構想は、わたしたちのまち調布が、分権型社会におけるこれからの目指すべきまちの将来像を明らかにするものであり、次のような意義、目的を有しています。

1 まちづくりの目標を共有する基本構想

- 平成23年の地方自治法の改正により、市町村は必ずしも基本構想を策定する必要はなくなりましたが、調布市は、基本構想の策定により、まちの将来像を市民、議会、行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層参加と協働のまちづくりを進めていくこととします。

2 まちづくりの指針となる基本構想

- この基本構想は、これまで半世紀余にわたり積み上げてきた調布市のまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちの将来像として10年後の目標を定め、その目標に向けた針路を総合的に示すものであり、市政経営における行財政の計画的運営や個別の施策、事業を推進するうえでの指針となります。

第3節 まちづくりの潮流と課題

○変化の激しい現代社会において、今後のまちづくりを進めるうえでは、市政を取り巻く社会経済情勢等のまちづくりの潮流を踏まえ、調布のまちの地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

1 人口構造の変化

○日本は既に総人口が減少する一方で、高齢者の人口は年々増加しています。調布市においては、総人口が微増すると見込む中で、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向に転じているのに対し、老年人口は増加の一途を辿っています。

○こうした人口構造の変化は、社会保障関係経費の増大や地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者まですべての世代が安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

2 都市構造の変化

○京王線の地下化による踏切の解消や調布・布田・国領3駅の駅前広場の整備と各駅を結ぶ鉄道敷地上部の利用などにより、中心市街地は大きく変貌しようとしています。また、東京外かく環状道路の整備や調布基地跡地における総合的なスポーツ施設の整備が進められています。

○こうした都市構造の変化を捉え、利便性が高く、活気とうるおいのあるまちづくりを進めるとともに、スポーツ文化や新たな地域文化の創造に努めることにより、豊かで魅力あふれるまちを実現することが求められています。

3 安全・安心に対する市民意識の変化

○東日本大震災は、調布市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、また、首都直下型地震が、近い将来において高い確率で発生することも予測される中、災害への備えや対応について市民の意識がより一層高まっています。

○いつどこで起きるか分からない災害による被害を最小限に抑えるため、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

4 景気低迷と市民生活への影響

○長引く国内経済の低迷に加え、東日本大震災の発生により、市民生活や市内経済に大きな影響が生じています。

○そのため、国や東京都、関係機関等との連携により市民生活を支えるセーフティネットを有機的に機能させるとともに、市内経済の活性化に取り組む必要があります。

5 深刻化する環境問題

- 地球温暖化の進行は、将来の人類や環境に危機的な影響を与える可能性があると言われており、温暖化の原因とされる温室効果ガス削減等の取組は待ったなしの状況です。また、わたしたちの暮らしにうるおいややすらぎを与える自然環境は、まちの発展や宅地開発などにより失われつつあります。
- 市内の貴重な自然を次世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、低炭素・循環型社会の形成に向けた取組を市民、事業者及び行政が連携、協力し、実践することが求められています。

6 地域コミュニティの希薄化

- 東日本大震災を経験し、わたしたちは、人と人との助け合いや支え合いといった共助の力が重要であることを改めて知らされました。
- 核家族化や高齢化の進行、価値観や生活様式の多様化などにより、地域への意識が希薄化する中、地域に暮らす人々が主体的に地域の課題を解決していくためにも、地域コミュニティの機能を高めていくことが重要となってきています。

7 参加と協働のまちづくり

- 複雑かつ多様化する行政課題に柔軟に対応するためには、公共的な課題の解決を行政のみが担うのではなく、さまざまな主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。
- 調布市では、福祉、環境、防災などのさまざまな分野で市民や団体などが活発に活動しており、今後も、こうした多様な主体と行政が適切な役割分担のもと、ともに考え、参加と協働によるまちづくりをより一層発展させていくことが必要となっています。

8 分権型社会の進展と自治体経営

- 地域のことは地域が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目的に、現在、国と地方の役割分担を見直して権限や財源を移譲する地方分権改革が進展しています。
- 地方自治体は、これまで以上に自らの判断と責任において地域の実情に合ったまちづくりを進めていく必要があります。

第2章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本理念

- 我が国の社会はさまざまな意味で成熟し、人々の価値観が多様化しています。また、社会のグローバル化や地方分権の進展などにより、地方自治体や市民生活を取り巻く社会経済環境も大きく変わりつつあります。
- 調布市は、これまで半世紀余にわたるまちづくりを通じて、都心に近い交通至便な立地を生かし、さまざまな都市機能を備え利便性が高く、かつ、水と緑といった自然環境と調和したまちとして発展してきました。
- また、恒久の平和や一人ひとりを尊重するという市民の思いを大切にするとともに、ユニバーサルデザインの考え方や地球規模での環境問題などの課題にも対応したまちづくりを実践してきました。
- このような中で、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、市民がいつまでも安心して住み続けたいと思うまち、活気とにぎわいのある人が集まる楽しいまち、そして、人と人とのふれあいや思いやりの心を大切にしながらほっとするぬくもりの感じられるまちをつくっていくとともに、それを次の世代につないでいきます。
- そのため、「くらし」、「活力」、「つながり」の視点から、まちづくりの基本的な理念を次のとおり掲げます。

(1) 個の尊重

- まちづくりの基本は、だれもが一人の人間として尊厳が認められ、自分らしくいきいきとしあわせを感じながら暮らしていける豊かな地域社会を実現することにあります。
- 調布市は、市民一人ひとりが、性別や年齢、障害の有無等の属性に関係なく、互いを尊重し、支え合い、助け合いながら自己実現できるまちづくりを進めます。

(2) 共生の実現

- 社会のグローバル化が進み、また地球環境への関心が高まっている中、多様な個性や価値観を認め合い共存する社会や、地球や身近な自然等の環境に優しいまちづくりへの取組が不可欠となっています。
- 調布市は、すべての人が限りある地球に暮らす市民として環境と調和しながら、一人ひとりの人権が尊重され、相互の理解と交流を深める中で平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

(3) 自治の確立

- 地方分権改革の進展に伴い、地域のことは地域で責任をもって、地域の特色を生かした活力のある地域社会をつくっていくことが求められています。
- 調布市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、力を合わせて、自主・自立のまちづくりを主体的に進めていきます。

第2節 まちの将来像

- これまで、まちづくりの目標として掲げてきた「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を引き継ぎ、発展させていくため、これからも良好なコミュニティの形成を通じて、人と人との思いやりの心でつながり、ぬくもりを感じながらいきいきと安心して住み続けることができるまちを目指します。
- また、このまちをふるさととして愛着と誇りを感じながら地域の特色を生かした魅力と活力のあるまちを目指します。
- このため、まちの将来像を『**みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布**』とし、みなで力を合わせて、まちづくりを進めます。

第3節 目標年度

- この基本構想は、平成34年度（西暦2022年度）を目標年次とします。

第4節 人口規模

- 調布市の総人口は、良好な住環境や都心に近く交通至便という立地特性などから、今日まで増加を続けてきましたが、近年ではその伸びが鈍化しています。
- この基本構想の計画期間では、調布市の人口は今後も微増していくことが見込まれることから、平成34年度（西暦2022年度）の人口は、概ね23万人に及ぶものと想定し、まちづくりを進めるものとします。

第5節 まちづくりの基本目標

○まちの将来像『みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布』の実現に向け、次の8つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

○一人ひとりが地域のつながりの中で、共に支え合いながら、地震などの大規模な自然災害や犯罪などの危険から身を守るとともに、安全に安心して住み続けられるまちを目指します。

2 次代を担う子どもたちを育てるために

○子どもを安心して産み、育てられる環境づくりとともに、次代を担うすべての子どもたちが、さまざまな人や自然、地域社会との関わりを通して、確かな学力や心豊かな人間性をしっかりと身につけ、のびのびと健やかに成長できるまちを目指します。

3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

○だれもが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して、いきいきと自分らしく暮らせるよう、必要な支援を受けることができ、みんなで支え合う、思いやりのあるやさしいまちを目指します。

4 一人ひとりが健康で、身近な学びと交流のあるまちをつくるために

○一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいを持って学び、身近にスポーツを楽しむことができ、笑顔と交流の輪が広がるまちを目指します。

5 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

○だれもが地域に根付き開かれたコミュニティの中でつながり、地域の一員として連帯感を持つてのような、ふれあいとぬくもりのあるまちを目指します。

6 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

○調布の歴史、芸術・文化、産業など、地域資源を生かした活力とにぎわいのある豊かなまちを目指します。

7 快適でより便利なまちをつくるために

○だれもが利便性の高い都市環境の中で、快適に暮らし、まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなほっとするまちを目指します。

8 環境にやさしく、自然と共生するために

○市民一人ひとりが地球環境に配慮し、水や緑といった身近な自然を感じることができる、うるおいのあるまちを目指します。

第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向

○基本目標の達成に向けて、次のとおり具体的な施策の基本方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

第1節 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

1 地域で共に助け合う、災害に強く犯罪のないまち

○市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公共が行う「公助」が連携して、だれもが安全で安心して暮らせるよう、災害に強く犯罪のないまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①災害に強い基盤づくり

- まちの防災機能を高めるため、災害に強い都市基盤の整備を進めます。
- 災害時における建築物の倒壊や延焼を防止するため、建築物の不燃化、耐震化を促進します。
- 地域の防災拠点としてふさわしい安全性を備えるため、公共施設の適切な維持・保全を進めます。

②防災体制の充実

- 高齢者や障害者など災害時要援護者にも配慮しながら、自ら備え、共に助け合う地域の連携を強化し、地域における防災体制の充実を目指します。
- 被災時の情報伝達を迅速かつ確実に行うため、情報収集体制や市民への情報伝達体制の充実を図ります。
- 市民の健康や食の安全に対する不安を解消するため、放射性物質に関する市独自の測定や正確な情報発信により、安心して暮らせる体制整備に取り組みます。

③犯罪のない環境整備

- まちの防犯機能を高めるため、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

④防犯体制の充実

- 犯罪による被害を未然に防止するため、地域の役割分担による防犯協力体制の充実を図ります。

⑤防災・防犯意識の向上

- 防災・防犯意識の向上を図るため、地域による防災訓練や防犯教育などの啓発活動を進めます。

※<まちづくりの方向性と基本的取組>の内容は、新たな基本計画への提案も含んでいます。
次頁以降において同じ。

第2節 次代を担う子どもたちを育てるために

1 調布の自然の中で、子どもが安心してのびのびと育つまち

○子どもの安全・安心を守るまちの基盤づくりや、地域での見守りネットワークづくりとともに、豊かな調布の自然とふれあえる身近な遊び場づくりにより、子どもが元気に、のびのびと育つまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①子どもを産み、育てたくなるまちづくり

- だれでも、より出産や子育てがしやすい環境づくりのため、助成・支援の和を広げます。
- だれもが安心して子育てができるよう、子育てサポート情報の充実と発信を図ります。
- 子どもの健やかな成長のため、保護者に対する啓発の機会を充実させます。
- 発達に遅れやかたよりのある子どもの子育て支援が、より身近で受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

②子どもを持つ親が働くことのできる環境が揃うまち

- いつでも、安心して子どもを預けることができ、働きながら、ゆとりを持った子育てができるよう、保育サービスや施設の充実を図ります。

③地域で育てるまちづくり

- 安心して子どもを生み、育てることができるよう、地域ぐるみで子どもの成長と安全を見守るネットワークづくりを進めます。
- 子育て世代だけではなく、様々な世代の人との交流を通じて、気軽に子育て相談ができるよう、集いの場づくりを推進します。

④子どもの安全・安心な環境づくり

- 子どもの安全・安心を守るため、子どもたちの目線で、より安全・安心できるまちの環境づくりを推進します。

⑤子どもの遊び場・居場所づくり

- 子どもが自然とのふれあいを通じて、元気に・のびのびと育つよう、緑と共生した身近な遊び場づくりと、適切な維持管理を推進します。

2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

○それぞれの個性を伸ばし、主体的に考える力を育むための機会や環境を整備するとともに、学力だけでなく体力や社会性、人間性も養えるような学校づくりと地域や自然、多世代との交流などさまざまな経験ができる環境づくりを進めます。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①教育環境の整備

- 子ども達が安全に安心して学習に取り組めるように、市内学校施設の環境を整備していきます。
- だれもが本に親しみ、主体的に考える力を育てるため、図書館・学校図書館の充実を図ります。

②教育の質の向上

- 学力だけではなく、体力や社会性などバランスのとれた教育を推進します。
- 国際的にも通用する知識や見識が持てる教育の機会を確保します。
- ひとりひとりの個性を発見し伸ばすために、特色や魅力のある学校づくりを推進します。

③地域や教育機関の連携強化

- 市内の教育機関や地域が連携して、子どもが小さい頃から成長するまで流れのある教育を確保します。
- 学校での学習だけではなく、地域や自然との交流を図り、子ども達が健やかに成長できる環境を整備します。

④不登校児童・生徒の解消

- 誰もが学校に行きたいと思えるように、きめ細かくサポートできる体制を整備していきます。

⑤心の教育の充実

- 豊かな心を育成するため、同世代だけではなく様々な世代と交流できる環境を整えます。
- 子ども達が将来にわたって「生きる力」や「強い心」をもてるよう、自然体験など幅広い学習の機会を充実します。
- 障害者について理解を深め、心のバリアフリーが実現できるような教育機会を設けます

3 青少年が地域の中で、さまざまな体験や世代間交流を通じて成長できるまち

- 世代を超えた地域のつながりや、交流の機会を充実させるとともに、学校以外での遊びや体験を通じて人間性や社会性・多様性を身につけ、健やかに成長できるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①健全育成のビジョン・方針づくり

- 人としてのモラルをもった青少年を育成するため、育成のビジョンを明確化します。

②健全育成のメニューや内容の充実

- さまざまな体験に触れることができる環境や機会を整備します。

③世代間のふれあいを通じた、伝える・つながるまちづくり

- 地域交流や世代間交流を通じて、知識や経験を受け継ぎ、すこやかに社会性を身につけながら成長できる場を充実します。
- 世代間交流やボランティア活動などさまざまな社会参加の仕組みを充実していきます。

④地域で子どもを育て・見守る仕組みづくり

- 非行や犯罪にかかわることない健全な育成を推進するため、地域や学校などが連携して青少年を見守ります。

⑤健全育成のための人・居場所などの基盤の再構築

- 次世代の担い手育成のために、リーダー育成の取組や活躍の場を充実します。
- 青少年が気軽に立ち寄って相談したり過ごすことができる場を提供します。

第3節 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

1 互いに認め支え合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

○人と人とのつながりの中で、互いを尊重し理解を深め、支援を必要とする人を地域で支え合いながら、だれもが自分らしく自立して暮らせるまちを目指します。

○また、さまざまな立場への理解を深め、地域での高齢者や障害者の見守り・サポートを促すことにより、一人ひとりが孤立せず、いきいきとした生活をおくることのできるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①見守り支えあいのまちづくりの推進

○高齢者や障害者が孤立せずに、安心して地域で暮らせるよう、生活しやすい環境づくりや地域で支える仕組みづくりを進めます。

○障害者を支える家族をサポートするため、ショートステイや学童保育などの支援の場を充実します。

②ノーマライゼーションの意識啓発

○高齢者や障害者などへの理解を深めるため、日常的に接することのできる機会づくりを進めます。

③地域福祉の担い手の育成・発掘

○地域で支え合う仕組みづくりのため、福祉に関する知識を持ち、高齢者・障害者などをサポートできる新たな担い手の育成及び発掘を推進します。

④社会的弱者に対する就労支援

○障害者の就労機会を確保するため、支援企業の開拓と受入れ後のサポートの拡充を進めます。

○低所得者の社会的自立と生活安定に向けて、就労支援に関する相談・支援を推進します。

⑤誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

○高齢者や障害者など、誰もが過ごしやすいまちづくりのため、ハンディキャップを持つ人の声を反映したまちの環境整備を進めます。

○高齢者や障害者が孤立せず、安心して地域で暮らせるように、日常的コミュニケーションの機会が増える「集える場」づくりを推進します。

○高齢者や障害者が生きがいの持てるまちづくりに向けて、知識や能力を活かせる場を充実させ、社会参加を促進します。

⑥福祉施設の質・量の向上

○生活サポートを必要とする高齢者や障害者が、住み慣れた自宅で長く過ごすことができるよう、在宅でのケアをサポートする仕組みを充実します。

○ずっと安心して暮らせるよう、介護や障害の施設の充実を図ります。

○高齢者・障害者の支援に関する情報を、だれでも入手しやすいよう、情報の提供方法を充実します。

第4節 一人ひとりが健康で、身近な学びと交流のあるまちをつくるために

1 生涯にわたって、心身ともに健康で、笑顔あふれる生活をおくることのできるまち

- 積極的に健康づくり活動に取り組むことで、笑顔があふれ、生涯にわたって心身共に健康で、自分らしい生活を送ることのできるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①市民の自発的な健康づくり活動を促す仕組みづくり

- 生涯にわたり健康で自分らしい生活を送ることができるよう、子どもからお年寄りまで気軽に健康づくりができる仕組みづくりを推進します。
- 市民の自発的な健康づくり活動を促すため、健康意識を向上させる仕掛けづくりや、健康づくりをしたくなるまちの環境整備を進めます。

②笑顔のあふれるまちづくり

- 心身ともに健康に暮らせるよう、心の健康をサポートする仕組みづくりを推進します。

③病気の予防と早期発見による市民の健康を守る仕組みづくり

- 病気の予防と疾病の早期発見により、全ての世代が健康に暮らせるよう、健診内容の充実を図るとともに、定期的な受診を促します。

④医療体制の充実

- 安心できる暮らしを支える医療環境を確保するため、利用者ニーズを踏まえ、よりよい医療サービスの充実を促します。

2 だれもが気軽にスポーツを楽しみ、元気になるまち

- 既存施設の有効活用や利用者の声を反映した施設の整備を進めるとともに、地域に根付いた活動を支援することにより、市民一人ひとりがスポーツ活動をより身近に感じることができると目指します。また、調布ゆかりのチームや選手を、市を挙げて応援する体制を整えることにより、市民が一丸となってスポーツを楽しむまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①スポーツ活動のための充実した環境づくり

- 身近なところで気軽にスポーツを楽しめるよう、既存施設の活用を進めるとともに、利用者の声や地域の特色を反映した利便性の高いスポーツ環境の整備に努めます。

②スポーツ活動への参加機会の充実

- スポーツを通して世代間交流が図られるよう、市民が集えるスポーツイベントの開催など、地域に根付いたスポーツ活動の支援を行います。
- より多くの市民がスポーツ活動に参加したくなるよう、スポーツ施設やイベントなどの情報を分かりやすく魅力的にして発信します。

③スポーツ活動を支える担い手づくり

- 指導者の育成やボランティア団体の支援など、調布のスポーツ活動を支える担い手を育成します。

④調布らしさを活かしたスポーツのまちづくり

- 市民一丸となってスポーツを楽しみ、まちの一体感を高めるため、調布に根差したスポーツチームや調布出身のスポーツ選手を市全体で応援します。

3 出合いや交流の輪の中で、すべての世代が自分らしく学べるまち

○既存施設の有効活用や関連団体との連携強化、情報発信の強化など、一人ひとりの生涯学習活動の輪を広げるための支援を行い、生涯学習の機運を高めることにより、すべての人が希望と生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①参加しやすい多様な生涯学習の機会づくり

○出合いや交流が生まれるよう、関連団体との協力を図りながら、参加しやすい仕組みづくりを進めます。
○すべての世代がいきいきと活動できるよう、たづくりやせんがわ劇場、市内大学などを活用し、支援を行います。

②生涯学習活動の場の充実

○生涯学習活動をより身近なものにし、活動のすそ野を広げるため、地域の特色を生かした新たな活動拠点づくりを進めます。
○市民の自主的な学習活動を促進するため、施設の利便性を高め、学習環境を整えます。

③生涯学習情報の収集・提供

○市民活動支援センターや生涯学習情報コーナーの有効活用のほか、インターネット上での情報一元管理など、すべての人が情報をさがしやすい環境づくりを進めます。

④生涯学習活動の担い手の発掘・育成

○生涯学習活動の担い手を確保するため、自薦・他薦による人材発掘や担い手育成を進めます。
○生涯学習活動の輪を広げるため、コーディネート機能を強化し、世代を超えて人と人を結ぶ環境づくりを進めます。

第5節 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

1 地域のつながりや連帯感を大切に、だれもがぬくもりにふれあえるまち

○地域に開かれた場づくりや顔が見えるネットワークづくりを進めることにより、一人ひとりが地域コミュニティの大切さを理解し、地域すべての人がコミュニティ活動に参加している、地域のつながりや連帯感が強く、ぬくもりにふれあえるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①コミュニティ組織の育成・活性化

○活動目的に合わせた情報発信や地域に根付いたコミュニティ活動の拠点整備を進めることで、さまざまな地域活動を盛り上げます。

②コミュニティ活動への参加機会の充実

○地域のすべての人が気軽に参加できるよう、地域に開かれた場づくりを進めます。
○地域コミュニティの大切さや楽しさを伝えることにより、コミュニティ活動に抵抗感なく参加できるような環境づくりに努めます。

③地域コミュニティを核としたまちづくり

○これまで培われてきたコミュニティや、地区協議会を活用した顔が見えるネットワークづくりを進め、ぬくもりの輪を広げます。

第6節 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

1 みんなが愛着と誇りを持てる、地域の特色がきらりと光るにぎわいのあるまち

- 豊かな市民生活を支え、まちの活力を高めるために、商店街の活性化や企業誘致，創業支援，都市農業の振興，人材を含めた地域資源の発掘・活用など，地域の特色を生かしたまちづくりを進めるとともに，「これぞ調布」というまちの資源を磨き上げることにより，市民が地元で愛着を持ち，観光客からもまた訪れたいと思われるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①観光資源の発掘・魅力向上

- 市内観光スポットをつなぎ、にぎわいを点から面に広げるため、各所をつなぐアクセスツールとマップを作成し、回遊性のある観光まちづくりを促進します。
- これぞ調布という観光資源の発掘・開発を促進し、だれにでもわかりやすい魅力あるまちづくりを進めます。
- 市内に色々あるイベントをうまくつなげ、いつでもどこに行っても楽しいまちづくりを進めます。
- 市民が誇りを持ち、愛着のあるまちにするため、地域資源を活用して、自慢できる観光を目指します。

②まちの情報発信の充実

- 市内外に向けた情報発信を強化するため、分散している情報を集約し、定期的、継続的、かつ速やかに発信します。
- 市外からのお客様を集めるため、発信拠点やアンテナショップをつくり、情報を入手しやすい工夫を行います。

③快適で魅力的な買い物環境の創出

- 地域の特色を生かしながら、市内商店の支援や駅前商店街の再開発などにより、人が集まりたくなる空間を創出します。
- 人が集まる場所をつなげる移動手段の整備や、駅前の有効活用など回遊性の向上と中心市街地の活性化を図ります。

④企業活動に対する支援の充実

- 地域経済を活性化するため、創業支援・中小企業支援や、産学協働の仕組みづくりなど、企業にとって魅力的な環境づくりを進めます。
- 市内の人材を活用した経済発展を図るため、雇用者と就労希望者のコーディネート機能を強化し、働きつづけられる環境づくりを進めます。

⑤都市農業・地産地消の推進

- 参加型農業を進めることにより、生産者と消費者のつながりを強め、地域に根差した都市農業を育成していきます。
- 地元で安全な食材を得ることができる調布を目指し、地域全体で都市農業を守るとともに、地産地消を推進します。

2 調布らしい芸術・歴史文化が身近に感じられ、新たな世代に受け継がれていくまち

○映画など独自の芸術・文化や各地域の歴史的資源のさらなる活用を図り、市民の誇りと愛着を醸成するとともに、子どもの頃から芸術・歴史文化にふれる機会を創出することにより、未来を担う新たな世代に調布らしい芸術・歴史文化が伝承されるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①芸術・文化活動のための場の充実

○生活にくつろぎとうるおいをもたらすため、文化施設などを活用し、身近に芸術・文化に触れることのできる機会を提供します。

○文化団体をはじめ、民学官の連携・交流を促進することにより、文化施設に留まらない文化活動の展開を推進します。

②芸術・文化的な資源を活かしたまちづくり

○調布らしい独自の芸術・文化を発信するため、豊富な映画資源や各種教育機関などと連携して、広くPRを行い、調布の印象を強め、ブランド力を高めます。

③歴史的資源の保全と活用

○歴史的な価値を新たな世代に伝えて愛着心を育むため、歴史・伝統に触れる機会を提供します。

○地域住民による歴史的資源の自主的な保全や活用を推進し、地域のまちおこしにつなげます。

④芸術家・文化人との連携によるまちの魅力づくり

○調布にゆかりのある芸術家・文化人との関わりを持ち、より質の高い芸術・文化のまちづくりを進めます。

○芸術家・文化人を育成、支援、発掘することで、活躍の場を広げます。

⑤多文化共生

○さまざまな国籍や文化を持つ市民がお互いを理解し、市民が一体となったまちづくりを進めます。

第7節 快適でより便利なまちをつくるために

1 多世代がいつまでも快適に暮らせる、くつろぎとふれあいに満ちたまち

- 子どもからお年寄りまで、だれもが気軽に憩える住環境を目指すとともに、まちに誇りと愛着を持って活気と魅力あるまちづくりを進めることにより、多様な世代がいつまでもくつろぎとふれあいに満ちた空間の中で、快適に暮らし続けることができるまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①身近な憩いの場づくり

- だれもが、気軽にくつろげる憩いの場を増やすため、身近な公園・緑地の適正配置を進めます。
- 地区によって異なるニーズを踏まえた、利用者の視点に立った身近な公園・緑地づくりを進めます。

②良好な街並みの形成

- 良好な街並み景観を維持・形成するため、各地区の特性に応じた魅力あるまちづくりや、景観のルールづくりを進めます。
- 深大寺をはじめとする歴史的・文化的資源との一体的な景観形成を図ります。

③快適な住環境の整備

- だれもがより快適に暮らすことができる、利便性の高い住環境をつくるため、都市基盤の整備を進めます。
- 超高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインを取り入れた安全・安心な住環境づくりを進めます。

④駅周辺の整備

- 人と人の語らい、ふれあいを深められるようにするため、京王線の跡地を利活用して、うるおいのある緑豊かな交流空間づくりを進めます。
- 活気と魅力に満ちた市街地（駅周辺）を形成するため、にぎわいと利便性を兼ね備えた都市空間の創出を図ります。

2 だれもが便利で安全・安心に移動できる、良好な交通環境のあるまち

- 地域の特性を踏まえつつ、幹線道路や生活道路の整備充実を図り、歩行者と自転車利用者の双方にとって安全で快適な通行空間を確保するとともに、公共交通及び駅周辺の交通利便性の向上などを総合的に進めることによって、だれもが便利で安全・安心に移動できる良好な交通環境が整ったまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①幹線道路の整備

- 交通の利便性の向上と交通渋滞の少ない道路ネットワークの形成を目指します。
- 快適な都市空間を創出するため、植樹による沿道景観づくりやユニバーサルデザインの考え方を踏まえた幹線道路の整備を進めます。
- 生活道路への通過交通の流入を防止するとともに、市民生活の利便性を向上させるため、まちづくりの視点による優先性を踏まえた幹線道路の整備を進めます。

②生活道路の整備

- 歩行者が安心して歩ける生活空間を確保するため、地域の特性に応じた生活道路の整備を進めます。
- 防災上の観点から、狭い道路や行き止まり道路の解消を進めます。
- 安全で快適な交通環境の実現のため、交通マナーの向上を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、あらゆる利用者の視点に立った生活道路の整備を進めます。

③自転車対策の推進

- 環境にやさしく、子どもから高齢者まで利用することができ、健康増進にもつながる自転車の利用を促進します。
- 自転車利用者の利便性の向上と歩行者の快適性を確保するため、放置自転車の発生を防ぐとともに、自転車駐車場の整備を進めます。
- 歩行者と自転車利用者の安全性を向上させるため、自転車の走行空間を確保するとともに、交通安全意識の向上を目的としたマナー教育を進めます。

④バス交通の利便性の向上

- 地域の生活利便性を向上させるため、利用者のニーズに応じたバス交通ネットワークの充実と、乗り換え案内などの利用しやすい環境整備を進めます。

⑤駅周辺の交通利便性の向上

- 交通結節点としての機能を向上させるとともに、憩い・集える交流機能の創出にも配慮した駅前広場の整備を進めます。

第8節 環境にやさしく，自然と共生するために

1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り，育て，人と自然が共に生きるまち

- 豊かでうるおいのある自然環境を将来世代に継承するため，身近な水と緑を大切に守り，育てるとともに，市民・事業者・行政などが連携し，各主体の役割に応じた環境にやさしい取組を進めることによって，人と自然が共生するまちを目指します。

<まちづくりの方向性と基本的取組>

①豊かな自然を生かしたまちづくり

- ゆとりとうるおいのある住環境を維持・向上させるため，豊かな緑を将来にわたって大切に守り，育成します。

②公園や緑地の保全・整備

- だれもが憩える身近な交流拠点づくりのため，地域にふさわしい計画的な公園の整備を進めます。
- 緑地の減少を抑えるため，身近な緑を保全，育成，創出するルールづくりに取り組みます。
- 市民に安らぎやうるおいをもたらす良好な都市環境を形成するため，農地の保全・活用を図ります。

③良好な水環境の保全・整備

- うるおいとやすらぎのある水環境を保全・整備するため，河川の親水化や水質の向上などに取り組みます。

④生活環境の保全

- 資源循環型社会を実現するため，ごみの減量化や資源化などをより一層積極的に進めます。
- 生活環境を保全するため，騒音，振動などの生活環境被害を抑制するとともに，ごみのポイ捨て・不法投棄等を防止し，まちの美観の向上に取り組みます。

⑤地球環境の保全

- 地球環境の保全のため，市民・事業者・行政など各主体の役割に応じた地球温暖化対策の推進により，環境負荷の少ない社会の構築を目指します。

第4章 まちの将来像の実現に向けて

○この基本構想に掲げるまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、わたしたちのまちはわたしたちが主体的に責任を持ってつくるという自主・自立の考えのもと、まちづくりを進めていきます。そのため、まちづくりの実践に当たっては、次のことを基本的な姿勢とします。

第1節 市民が主役のまちづくり

○まちづくりの主役は市民です。個人、団体、地域、目的を問わず、まちづくりの多様な主体が互いを尊重し、支え合い、相互理解に基づく連帯の輪を広げながら、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

1 参加と協働のまちづくりの推進

○市民と行政の適切な役割の分担や連携による参加と協働によるまちづくりを一層推進します。そのため、行政は、まちづくりの主体との関わりにおいて、積極的な役割を果たしていきます。

2 情報共有化の推進

○市民と行政の信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、市政経営に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化を図ります。また、市民の主体的なまちづくりに関する情報についても共有を推進します。

第2節 市民のための市役所づくり

○基礎自治体である市は、市民に最も身近な行政です。多様化する市民のニーズや時代の変化に、的確かつ柔軟に対応する市政経営が行えるよう、市民の視点に立った市民のための市役所づくりを進めます。

1 組織体制の整備

○市民に分かりやすく、簡素で効率的な組織体制を整備します。また、新たな行政課題や組織の枠組みを超えた取組が必要な課題等に、迅速かつ的確に対応できるよう、部署間の連携を強化し、施策の効果的な展開が図れるような組織の実現を目指します。

2 人材の確保と育成

○職員一人ひとりが、市民に信頼され、また、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

3 近隣自治体等との連携・協力

○市民の生活圏の拡大や広域的な行政課題の増加等に対応するため、共通する課題や目的に応じ、近隣の自治体や姉妹都市等との連携や交流を促進し、適切な市民サービスの提供や行政の効率化を進めます。

第3節 計画的な行政の推進

○地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。将来にわたり安定的に市政経営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要があります。そのため、計画・行革・予算が一体となった市政経営を推進します。

1 基本計画の策定

○この基本構想に基づく具体的な取組を進めるうえでの指針となる基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。ただし、時代の変化等に対しては、計画を見直すなど柔軟な対応を図っていきます。

○また、将来の世代に過大な負担をかけることがないよう健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化に努めるとともに事業の調整等を行います。

2 行政評価による行財政運営

○まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図ります。

○また、評価の結果や事業等の見直しについては、市民に分かりやすく示し、理解を得ながら取組を進めます。